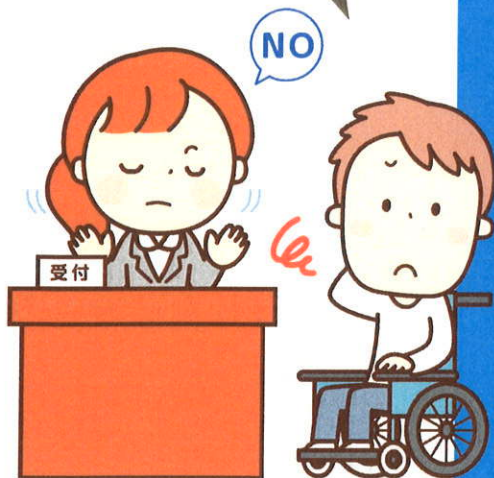
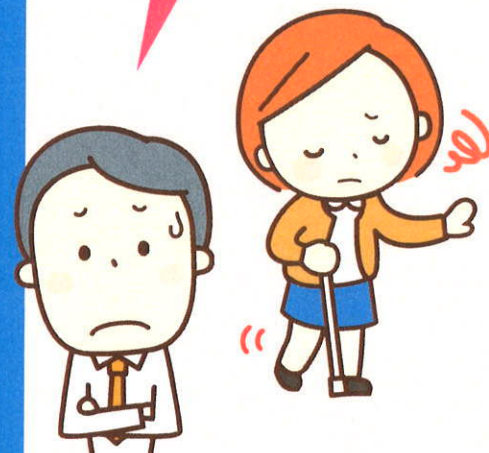


しょうがい  
障害があることを  
りゆう さべつ  
理由に差別された。  
ごうり てきはいりよ ていきよう  
合理的配慮の提供が  
されなかった。



しず おか けん  
静岡県  
しょうがい  
障害者差別  
かいしょう  
解消相談  
窓口  
さぶつ  
窓口

しょうがい ひと  
障害のある人に  
ごうり てきはいりよ  
どのように合理的配慮の  
ていきよう  
提供をすればよいのか  
わからない。



しょうがい しゃ さべつ かいしょう およ ごうり てきはいりよ  
障害者差別解消及び合理的配慮の  
ていきよう きがる そうだん  
提供についてお気軽にご相談ください。

でんわ  
電話

054-252-9800

そうだん にちじ しゅう か せんと し せんと  
相談日時 ▶ 週3日 火 木 金の午前10時から午後4時

FAX

054-252-0016

Eメール

soudan-csw@yr.tnc.ne.jp

じゅうしょ  
住所

しずおか しあおいく すん ぶちよう ばん ごう しずおかけん そうごうしゃ かいふくし かいかん かい  
静岡県葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館4階  
いっばんしゃだんほうじん しずおかけんしゃ かいふくし し かい  
一般社団法人 静岡県社会福祉士会

そうだんまどぐち しずおかけん いっばんしゃだんほうじんしずおかけんしゃかいふくし いたく うんえい  
この相談窓口は、静岡県から一般社団法人静岡県社会福祉士会が委託を受け運営しています。